

目次

B II -CV-2nd-1★控訴状20201009.....	2
B II -CV-2nd-2★証拠追加20201009.....	7

控訴状兼理由書

令和 2 年 10 月 9 日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和 36 年 3 月 9 日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379
氏名 高橋和俊 電話： 0278-62-6201

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 1,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年(ワ)第 289 号 慰謝料請求事件について、令和 2 年 9 月 30 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10 万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

第 3 控訴の理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながらこの判決は、後述の①から③の通り、当り前の蓋然性を、合理的根拠無く、無視しており、人権侵害を看過しており、理由不備（民訴法 312 条 2 項六号）であり、程度問題として、極めて不公正かつ不公平な判決であり、およそ私の裁判とは言えず、私への公然たる非人間扱いなので、個人の尊厳（憲法 13 条）の蹂躪であり、裁判を受ける権利（憲法 32 条）及び適正な手続を受ける権利（憲法 13 条又は 31 条）の侵害であり、それらの誤解釈による適用違憲ないし憲法遵守義務（憲法 99 条）違反ですから、憲法の解釈の誤りその他憲法の

違反（民訴法 312 条 1 項） です。

同時に、法令違反を看過しており、甚だしい経験則違反による自由心証主義（民訴法 247 条）違反が多数有り、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反であり、法令の解釈に関する重要な事項（民訴法 318 条 1）です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 控訴理由の説明 原審の主な不当性

★証拠が無いとする理由が無いこと

原判決の基調として、被告らの共謀や、仕業だとする証拠が無いから認められないとしておりますが、それを言うなら、既述の当り前の蓋然性の其々こそが充分な状況証拠なのであり、それを否定する根拠が有りません。

たとえ直接的には本件発砲グループ以外の者が行った行為だった場合でも、本件発砲が脅迫行為だったことを承知のうえで、言わば、その虎の威を借る加担行為だということであり、全不法行為が、包囲網としての意思的事前共謀に基づく、一連の無言の脅迫行為であり、被告も常にその一翼であるということです。

加えて、群馬県警沼田警察署の所見に何一つ合理的根拠が無いこと、つまり組織的隠蔽だったことは、今回追加した甲 6 号証から甲 8 号証の文面上だけで明らかであり、また、有るべき証拠が無いことこそ警察や検察の組織的隠蔽の結果です。

当り前の蓋然性の数々とその相互関連性を無視したことは、甚だしく経験則違反です。

充分な状況証拠である蓋然性の数々を無視して、かつ、当り前の釈明もせず、証拠が無いから脅迫の事実は無いと断じたことは、実質的な訴訟要件を欠くことを理由とする、問答無用の却下（門前払い）であり、騙し討ち的な司法拒絶（事案解明責任の放棄）です。

当り前の蓋然性を認めないことは同時に、私への公然たる非人間扱いであり、裁判所の使命から言えば、当事者意思の無視であり、紛争の真の原因を偽り、真実発見を怠るものであり、当事者主義や迅速性に名を借りて、手続の公益性を歪め、公平性を損ねるものです。

第5 原判決の瑕疵の摘示 焦点のみ摘示します。

●反論 本件発砲の証拠は無い旨

（判決書 5 頁上 第3 当裁判所の判断 1 本件行為（1）について）

高橋和俊の令和元年 10 月 18 日付け答弁書の冒頭において、「発砲当事者でもありませんし、沼田警察署の現場検証の手伝いは、しましたが」と記述しており、高橋和俊本人が当該発砲を既に認めていることを無視しています。

★本件発砲の七つの違法性を無視した欺瞞 至近距離 30m、無意識下、相対

1 狩猟法違反（至近距離が 38 条 3 「弾丸の到達するおそれのある人」に当る）

2 殺人未遂罪（無意識下の轟音によるショック死の惧れ） 実測値が必要

- 3 暴行罪(無意識下の轟音、音波による身体への直接攻撃) 実測値が必要
- 4 侮辱罪(無意識下の轟音、至近距離、私の畠に侵入、傍若無人な振舞い、周囲に仲間)
- 5 自律権の侵害(無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畠)
- 6 静穏権の侵害(無意識下の轟音、至近距離) 実測値が必要
- 7 脅迫罪 無言の、「お前を認めない」ないし「お前を消す(殺す)ぞ」
(説明)

本件発砲の無条件の危険性とは、無意識下の轟音によるショック死の惧れ(殺人未遂罪)と、音波という物理力としての人体侵害度(暴行罪)です。

言わば、真近で日本刀を振り回したのに等しく、銃刀法の立法趣旨に甚だしく抵触します。つまり、その意図以前に、既に無条件に確定的不法行為なのであり、言い換えると、たとえ命中しなくとも、害意を必ず認定されてしまう行為なのであり、誰でもそれが解っているからこそ、前例が無いのです。

そして、この本件発砲の違法性への認識こそが、被告の信義則違反や原審の事案解説責任など、全ての前提となる基礎事実ないし主要事実であることは誰でも判りますから、この本件発砲の違法性を認めようとしないことは、法を曲げて当り前の犯罪を正当化せんとする、公序良俗の偽装の典型であり、同時に、私への害意です。

したがって蓋然性として、被告は本件発砲を事前に知つていながら制止しなかつたに相違無く、既述の違法性の共犯に当り、また、本件発砲者の身元を知つていながら教えなかつたことは、私に対する、甚だしい信義則(民法1条2)違反です。

脅迫による自律権(憲法13条)の侵害を看過した原審も、憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

★至近距離 30m の記載を判決書から欠落させた欺瞞=証拠隠滅

(判決書2頁 第2 当事者の主張 1 請求の原因)

至近距離 30mという条件こそが、本件発砲の違法性の圧倒的最大要因であることは誰でも解るので、事案の概要を歪めて本件発砲の違法性を希薄化することによる、判例の隠蔽の意図に相違無く、判決書として不備です。

原判決が無視した蓋然性の列举

★(本件行為1)本件発砲の恣意性を無視しています

「上記の違法性は誰でも自明のはずなのに、目の前の私の存在を無視した、傍若無人かつ超危険な本件発砲を、敢えて強行した意図は何か?」

「高橋和俊がグループリーダーとして狩猟をしていた以上、主に同士討ちを避ける必要から、仕留め役や仕留め場所を本件発砲前に取り決めていたこと、つまり、本件発砲を事前に知っていた疑いが極めて高く、また、山の上から畠に降りて来る地形の為、私の大規模な焚火の煙は遠くから視認でき、つまり、現場に一般人が居ることに本件発砲前に気付いたはずなので、上記違法性の認識に基づいて、本件発砲を制止すべきだったのに、制止しなかつた意図は何か?」

●反論 血痕、小猪、大猪の件の証拠は無い旨(判決書6頁上 第3 当裁判所の判

断 2 本件行為(2)、本件行為(3)及び本件行為(5)について)

★(本件行為2) 血痕の恣意性を無視しています

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも小猪の死骸を持ち出して解体したのか? また、なぜその20m間には血痕が無いのか?」

★(本件行為3) 小猪二匹の死骸の恣意性を無視しています

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、黒岩隆宏の血痕の現場調査からわずか2時間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも子猪の死骸を持ち出して解体したのか? また、なぜ検証時よりも一匹増えたのか? 更にその翌朝、なぜ一匹消えたのか?」

★(本件行為4①) 高橋和俊の映像の恣意性を無視しています

「本件一連行為の首謀者と目される人物が、何の為に、私の散歩の帰途に、後から、目的地のダムの遙か400mも手前で、日没直前の時間帯に、ハンターの姿を見せたのか?」

なお当日は、ダムの釣り人への用事と供述しており、狩猟の下見というのは後講釈です。

★(本件行為4②) 石神峠の映像の恣意性を無視しています

「高橋和俊の獵友会員と思われるハンターが、なぜ私の散歩の折り返し地点である石神峠(県道・道木佐山線、みなかみ町大沼288)に駐車し、姿を見せたのか?」

なお、20191229 1330~1530(8発の威嚇発砲と声の録音)の声の主と同一人物です。

★(本件行為5) 大猪の死骸の解体の恣意性を無視しています

「本件発砲現場からわずか220mの場所で、誰が何の為に、残渣放置と承知の上で、巨大な猪の死骸を通り道まで20mも持ち出して、捌いたのか? また、それまで三ヶ月近くも放置していた死骸を、何の為に、今更捌くのか?(無意味)」

★(本件行為6) 威嚇発砲の恣意性を無視しています

20171022-1533(大雨) A 暴発や故障の惧れが有るので、大雨では普通は撃ちません

20171114-1850(暗闇) B 暗闇では普通は撃てません

20191229 1330~1530(延べ約30発のうち8発と声の録音) C 弹数が多過ぎます

★(本件行為7) 発砲音の恣意性を無視しています

「花火でも対獣花火でもない、無用の、銃声に似た音を、誰が何の為に、早朝から深夜まで出しているのか? また、音源を捜そうとして近づくと、必ず止んでしまうのはなぜか?」

★(本件行為8) 合図の恣意性を無視しています

「ハンターが狩猟時の合図に使う、しかも、このへんには居ないはずのフクロウの啼き真似を、誰が何の為に、早朝から深夜まで出しているのか?」

なお、隣家の老夫婦による合図の模倣を現認したことがあります(20181219 12:30頃)。

●反論 甲2②のハンターが被告の仲間だという証拠は無い旨

(判決書7頁中 第3 当裁判所の判断 3 本件行為(4)について (2))

高橋和俊の令和元年11月24日付け陳述書の冒頭において、「原告提出の映像を確認したところ私、及び仲間の獵をするところを監視して」と記述しており、高橋和俊本人が仲間であ

ることを既に認めていることを無視しています。

第6 当り前のこと無視することの違法性

1 当り前の要素を無視(認定要素の看過=公序良俗の偽装)したことは違法です

当たり前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。
不可欠の要素を無視することは、経験則違反かつ論理則違反です。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

なお、公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当たり前のこと認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

包囲網とは、被害届2018に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪(女のブラックリスト)です。

これによって、犯罪事実と違法性を常に否定していますから、必ず手続(告訴)妨害です。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法90条)です。

また、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、犯人隠避罪(刑法103条)と公務員職権濫用罪(刑法193条)と脅迫罪(刑法第222条)です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意(人格否定)です。

また、手続(告訴)妨害なので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)ないし裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。

2 訴えを無視したこと(手続的違法=司法拒絶)

もはや私の裁判とは言えず、当たり前に、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。

3 理由不備(民訴法312条2項六号)であること

警察は当たり前の法令違反です

犯罪被害の訴えを無視すれば、当たり前に被害は継続することから、警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範4条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除)、警察法1条(個人の権利と自由を保護)などの法令違反です。

また、被疑者の身元の開示を拒否したことは、通報目的と通報者の被害者性を無視しているので、手続(告訴)妨害であり、上記同様に法令違反です。

更に、被害届を完全無視することは、理由を告知しない受付拒否(犯捜61条違反)です。

いずれも著しく信義則(民法第1条2)違反であり、生命に対する権利(憲法13条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

第7 証拠の追加提出

甲6号証から甲10号証を追加します。

以上

東京高裁 令和 年(ネ)第 号 慶謝料請求控訴事件 (前橋地裁R1ワ289) 証拠説明書B II 20201009追加

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲6号書証 (追加)	前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の乙第2号 証の1	コピー 20201009 私が作成	立証すべきは、 <u>不法行為の発砲の事実</u> です。 柳岡顕は当該発砲の実況検分とその後の一連事件の主担当でした。 当時、群馬県警沼田警察署生活安全課生活安全係長の柳岡顕の平成27年1月11日付けの <u>相談業務報告書</u> です。 (当該発砲について、末尾2頁) 相談者から射撃場所までの★直線距離31メートル、相談者から射撃方向の延長線上までの おろし15.6メートル、銃口先から相談者の方向約31度。 なお <u>直線距離以外は供述の鵜呑み</u> であることは既述の通りです。
甲7号書証 (追加)	前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の乙第3号 証の1	コピー 20201009 私が作成	立証すべきは、当該発砲と、 <u>血痕と死骸</u> の件についての、柳岡顕の認否内容です。 平成27年1月12日付けの報告書です。 違法性が無いことを説明したと書かれていますが、現在に至るまで、結論だけで <u>理由が一切無い</u> のです。 また既述の通り、血痕と死骸については <u>人為性</u> の方が遙かに高く、鳥の仕業だと決め付ける根拠など毛頭無いのです。 要するに、判断として無効なのであり、それなのに「脅迫だとする合理的理由が認められない」との記述には呆れます。 ★当該発砲は言わば、真近で日本刀を振り回したのに等しい <u>超危険行為</u> であり、 <u>銃刀法の立法趣旨</u> に甚だしく抵触します。 誰でもそれが解っているからこそ、前例が無いのであり、これを認めないことは <u>公序良俗の偽装(組織的隠蔽)</u> の典型です。
甲8号書証 (追加)	前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の乙第3号 証の2	コピー 20201009 私が作成	立証すべきは、 <u>血痕と死骸の件の実況検分</u> を行った黒岩隆宏の認否内容です。 当時、群馬県警沼田警察署みなかみ交番の黒岩隆宏の平成27年1月12日付けの報告書です。 「脅迫だとする合理的理由が無い」ことを説明したと記述していますが、 <u>人為性を排除した理由が有りません</u> 。 既述の通り、血痕と死骸については <u>人為性</u> の方が遙かに高く、鳥の仕業だと決め付ける根拠など毛頭無いのです。 特に、「 <u>狩猟法18条(残渣放置規則)</u> 違反を念頭に調査し、 <u>当該ハンターは判明しなかった</u> 」のに放置したことは重大です。 このように、誰でも解るような露骨な組織的隠蔽です。
甲9号書証 (追加)	被害届2018 (共通事項説明書)	プリント原本 20201005 私が作成	包囲網とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分による非人間扱いの輪(いわゆる女のブラックリスト)です。 本書は、現在に至るまでの経緯等について概説するとともに、恣意性一覧表と総合していただくことにより、各事件の類似性や一貫性や相互関連性に基く蓋然性として、包囲網の実在を訴求しております。

甲10号書証 (追加)	恣意性一覧表	プリント原本 20200804 私が作成	恣意性とは故意性や事件性とほぼ同義の刑事的概念です。 本書は、事象其々の極めて高度の恣意性を強調するとともに、被害届2018と総合していただくことにより、各事件の類似性や一貫性や相互関連性に基く蓋然性として、包囲網の実在を訴求しております。 各事象は総じて <u>公序良俗の偽装</u> と言え、公序良俗の偽装とは、 <u>包囲網の圧倒的な組織力</u> によって、皆が確信犯として、 <u>当り前のことを認めないこと</u> により、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。
----------------	--------	----------------------------	--